

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 六十歳以上の高年齢労働者についての雇用保険に係る一般保険料の額の免除

政府は、雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主がその事業に六十歳以上の高年齢労働者を使用する場合には、政令で定めるところにより、その事業に係る一般保険料の額を第十一条第一項の規定による額から当該高年齢労働者に係る賃金総額に雇用保険率を乗じて得た額を減じた額とすることができるものとする。 (第十一条の二、第十五条の二及び第十九条の二関係)

二 雇用保険率の弾力的変更の要件の緩和

労働保険特別会計の雇用勘定の積立金が徴収保険料額の二倍に相当する額を超えた場合において雇用保険率の変更をすることができることとしているものを、一・五倍に相当する額を超えた場合において雇用保険率の変更をすることができるものとする。 (第十二条第五項関係)

三 被保険者の負担すべき一般保険料の額の特例等

1 被保険者は、平成二年四月一日から始まる保険年度から平成四年四月一日から始まる保険年度までの間、第三十条第一項各号に掲げる額の二分の一の額を負担することを原則とするものとする。 (附

則第十条関係)

- 2 1の適用を受ける被保険者を使用する事業の事業主は、平成二年四月一日から始まる保険年度から平成四年四月一日から始まる保険年度までの間、当該事業に係る労働保険料の額のうち、当該被保険者に係る第三十条第一項各号に掲げる額の二分の一の額に相当する額を納付することを要しないものとする。 (附則第十一条関係)

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)
- 2 一及び三は、平成二年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例によるものとする。 (附則第二条関係)

五 その他

その他所要の整備を行うものとする。